

18 女性の活躍促進について

(内閣府、厚生労働省)

【内容】

- (1) 働く場における女性の活躍に向けて、企業経営者を始めとする社会全体の気運醸成のため、マスメディアを活用した効果的な広報啓発や経済界への働きかけを強かに推進すること。
- (2) 「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている中小企業について、女性の活躍に向けた取組が促進されるよう、効果的な施策を充実すること。
- (3) 女性の活躍促進の取組を一層推進するため、「地域女性活躍推進交付金」を始めとした財政的支援の継続・拡充、地域の実情に応じた柔軟な運用を行うとともに、地方公共団体等が実施する取組の先進事例等を取りまとめ、わかりやすく発信していくこと。
- (4) モノづくり産業の強化に不可欠である女性の活躍を図るため、理系分野・モノづくり現場への女性の選択を支援するなど、女性技術者・研究者・技能者の育成を図ること。

(背景)

- 内閣府の「平成26年度女性の活躍推進に関する世論調査」によると、女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要なこととして、「周囲の理解・意識改革」と回答した者の割合が49.6%に昇り、社会全体の意識改革が重要な鍵を握っていることが示されている。
- 平成28年4月に「女性活躍推進法」が全面施行され、大企業を中心に、女性の活躍に向けた取組が一段と進むことが期待されるところであるが、本県企業の99.7%を占める中小企業においては、女性の活躍が進んでいない企業の割合が高い((参考)参照)ことから、中小企業の具体的な取組を後押しする、効果的な施策の実施や充実が必要である。

- 本県では、これまで「地域女性活躍推進交付金」を活用して、「あいち女性の活躍促進サミット」の開催や「あいち女性輝きカンパニー」(女性活躍企業)の認証制度の創設、中小企業向けハンドブック作成・セミナー開催等の事業を実施した。



平成29年度は、中小企業等における女性の活躍に向けた取組を促進するため、地方銀行との連携のもと、銀行の窓口や渉外を通じて、銀行の取引先企業へ、女性の活躍に向けた県施策の活用を働きかける事業を実施することとしている。

今後、こうした事業を継続・拡大しながら、より多くの企業における取組を加速させていくためにも、当該交付金を継続することはもとより、交付金の増額、交付率の引上げ、対象事業・対象経費に係る柔軟な運用など、支援内容の拡充が必要である。

- 我が国では、製造業の専門・技術職に占める女性比率は10.6% (平成27年度国勢調査)、大学における女子学生の割合が、理学27.0%、工学14.0% (文部科学省「平成28年度学校基本調査」)と低い現状にある。

本県では、理系分野への進路選択支援として、平成29年度新たに、女子中高生による大学及び企業の研究・開発施設等の取材・情報発信事業及び女性技術者・研究者によるパネルディスカッションを実施することとしている。

経済の基盤であるモノづくり産業を支える人材の確保・育成は国をあげての急務であるため、女性技術者等の育成支援が強く求められる。

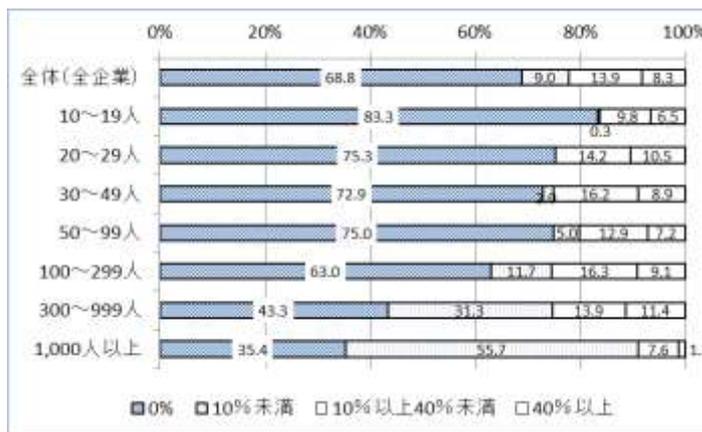


理系分野への進路選択支援啓発資材の作成 (H28)

(参考)

「女性の活躍状況『見える化』調査」結果 (平成26年12月、3000社回答)
 ～規模の小さな企業ほど、女性の活躍が進んでいない～

女性管理職比率別の企業の割合



女性管理職が5%以上増加した企業の割合

